

裁判長
認印



調 書 (決定)	
事件の表示	令和2年(受)第938号
決定日	令和2年10月29日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	小池 裕 池上 政幸 木澤 克之 山口 厚也 深山 卓也
当事者等	別紙当事者目録記載のとおり
原判決の表示	東京高等裁判所令和元年(ネ)第3514号(令和2年1月22日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文</p> <p>1 本件を上告審として受理しない。</p> <p>2 申立費用は申立人の負担とする。</p> <p>第2 理由</p> <p>本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。</p> <p style="text-align: center;">令和2年10月29日</p> <p style="text-align: center;">最高裁判所第一小法廷</p> <p style="text-align: center;">裁判所書記官 森 田 高 弘 (印)</p>	

当事者目録

申 立 人
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士



株式会社 g o o d g o 9 9 破 産 管 財 人

相 手 方
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

小 林 克 典
大 澤 康 泰

これは正本である。

令和2年10月29日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 森田高弘